

□市役所一般業務  
12月29日(木)～1月3日(火)  
◎諸証明の発行はできません。  
◎転入・転出などの異動届はできません。  
◎出生届、死亡届などの届け出は、年末年始期間中でも、日直が受け付けます。  
◎婚姻届や養子縁組届など、届け出により効力が発生するものは、12月28日(水)までの平日にあらかじめ窓口にご相談ください。  
【問い合わせ】  
各総合支所市民課

□市立病院・診療所  
12月29日(木)～1月3日(火)  
【問い合わせ】  
各市立病院・診療所

□登米市斎場(火葬場)  
1月1日(祝)、2日(月)  
※1月2日は友引のため休み  
◎火葬の申し込み、死亡届の際に確認してください。  
【問い合わせ】登米市斎場  
☎0220(22)4040

□ごみ収集業務  
12月31日(土)～1月3日(火)  
◎上記期間中は、ごみ集積所へごみを出さないようにしてください。  
【問い合わせ】  
環境事業所クリーンセンター  
☎0225(76)0102

□市民バス  
1月1日(祝)～3日(火)  
【問い合わせ】  
企画部市民活動支援課  
☎0220(22)2173

□住民バス・患者輸送バス  
12月29日(木)～1月3日(火)  
【問い合わせ】  
▶企画部市民活動支援課  
☎0220(22)2173  
▶各総合支所市民課  
▶市立豊里病院  
☎0225(76)2023

□し尿処理業務  
12月31日(土)～1月3日(火)  
【問い合わせ】  
環境事業所衛生センター  
☎0220(58)2254

□市民プール  
12月25日(日)～1月5日(木)  
【問い合わせ】市民プール  
☎0220(22)5492

□迫図書館  
12月28日(水)～1月4日(水)  
登米図書館  
12月26日(月)～1月4日(水)  
中田図書室  
12月28日(水)～1月4日(水)  
【問い合わせ】  
迫図書館 ☎0220(22)9820  
登米図書館 ☎0220(52)2316  
中田図書室 ☎0220(34)8081

## 医療費助成制度のお知らせ

市では、乳幼児や心身障がい者、母子・父子家庭などの経済的負担を軽減し、安心して必要な医療が受けられるように医療費助成を行っています。

助成を受けるためには必ず申請が必要です。まだ申請していない人は、最寄りの総合支所市民課で手続きをしてください。

	乳幼児医療費	子ども入院医療費	心身障害者医療費	母子・父子家庭医療費
対象者	義務教育就学前(出生から6歳に達する日の属する年度の末日まで)の乳幼児	小学生・中学生を養育する保護者	▶身体障害者手帳1級・2級および3級(内部障害のみ)、療育手帳A所持者 ▶特別児童扶養手当の障害程度が1級該当	▶母子・父子家庭の18歳の年度末までにある子と親 ▶父母のいない18歳の年度末までにある子
助成範囲	保険証を使って病院、診療所、薬局などで診療を受けた際の一部負担金(保険適用分)が助成されます。 ※入院時の食事療養費、高額療養費などで支給される分は対象外となります。 母子・父子家庭医療費については、入院：2,000円、外来：1,000円を超えた場合に助成されます。			
助成方法	【現物給付】 受給資格者証と保険証を提示することにより一部負担金の支払いがありません。 ※県外受診、一部の医療保険加入者は償還払い	【償還払い】 医療機関へ一部負担金を支払い、助成申請書を提出した後に市から払い戻しされます。		
対象外	・生活保護を受けている世帯 ・助成を受けようとする人などの所得が一定額以上であるとき			

※制度の詳細については、下記に問い合わせください。

【問い合わせ】市民生活部国保年金課 年金医療係 ☎0220(58)2166

## 宝くじ助成で鼓笛隊セットを購入しました

幼年期から防火について正しい知識を身に付ける活動の一環として11月16日、北方幼稚園幼年消防クラブ(金ますみ園長、幼年消防クラブ員41人)に、太鼓やシンバルなどの幼年消防用鼓笛隊セットが寄贈されました。これは、財団法人自治総合センターから宝くじの助成を受けて市消防本部が購入したもので、幼稚園のイベントなどで活用されます。



▲北方幼稚園幼年消防クラブに寄贈された鼓笛隊セット一式



▲新しい鼓笛隊セットをうれしそうに手にする北方幼稚園幼年消防クラブの園児たち

## 高額医療・高額介護合算療養費制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、1年分の支払いの合計が決められた限度額を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

【支給対象】 世帯内の同じ医療保険で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯

【対象期間と支給額の計算】 8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算します。(①平成23年7月31日現在に加入している医療保険者が計算をします。②同一世帯でも、異なる医療保険との合算はできません。③高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額は除かれます。④自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。)

【申請手続き】

国民健康保険・後期高齢者医療加入者

合算制度の支給対象者には、平成24年2月以降にお知らせします。

ただし、平成22年8月1日から平成23年7月31日までの間に次の①～③に該当する場合は申請のお知らせができない場合がありますので、自己負担限度額(表1)などを参考に対象になるかを確認してください。

①転出した人(国保のみ) ②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療に変わった人

③死亡した後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の人

※①、②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)加入者

加入している医療保険者(事業所など)に問い合わせください。なお介護サービスの利用者には、自己負担額証明書交付申請のお知らせをします。

※手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますのでご注意ください。

【医療費助成を受給している場合】 心身障害者医療費助成などの受給者で、すでに助成を受けている場合、高額介護合算療養費支給分が過払いとなるため、医療費の調整または返還が生じます。該当者には別途連絡します。

(表1)自己負担限度額(年額)

所得区分	医療保険 + 介護保険 (70歳未満)	医療保険 + 介護保険 (70～74歳)	後期高齢 + 介護保険 (75歳以上)
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円	67万円	67万円
一般	67万円	56万円	56万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	II 34万円	I 31万円	I 31万円
		I 19万円	I 19万円

【問い合わせ】

▶国民健康保険・後期高齢者医療保険・医療費助成について

市民生活部国保年金課 ☎0220(58)2166

▶後期高齢者医療保険について

宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022(266)1021

▶介護保険について

福祉事務所長寿介護課 介護給付係 ☎0220(58)5551

## 持っていますか? 「みやぎっこ応援カード」

平成23年4月に中学生以下のお子さんや妊娠中の人がある世帯を対象に、各行政区長を通じて「みやぎっこ応援カード」を配布しました。

「みやぎっこ応援の店」でカードを提示すると、ミルク用のお湯の提供や代金の割引などの特典を受けることができます。

対象世帯でカードを持っていない場合は、最寄りの総合支所市民課で交付します。



【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援課 ☎0220(58)5562

## 1月の 歯科健康相談日

子どもから大人までの大切な歯の健康づくりのため、歯科健康相談と妊婦歯科相談を行います。

【日時】 1月10日(火)

午前9時～11時30分

【場所】 市役所南方庁舎1階相談室

【持ち物】 妊娠中で相談を受ける人は、母子健康手帳

【その他】 相談は予約制で無料です。

また、この日以外でも電話

予約があれば、随時相談に

応じます。

【予約先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課

地域保健係

☎0220(58)2116

## 津山診療所 新所長の紹介

津山診療所は、9月30日まで自治医科大学医学部同窓会東日本大震災支援プロジェクトに参加された医師により診療を継続していましたが、10月1日から新しく菅原敏医師が新所長として就任しましたのでお知らせします。

【問い合わせ】津山診療所

☎0225(68)3531